長崎県の最低賃金

長崎県最低賃金	1時間 **1,087円** 効力発生日 令和８年１１月２日	長崎県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用されます。 **※令和８年１１月１日までは１，０３１円が適用されます。**



特定最低賃金

はん用機械器具、生産用機械器具製造業	左記の業種については、改正がない場合には 令和８年１１月２日以降は 長崎県最低賃金１,０８７円が 適用されます。
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	
船舶製造・修理業，舶用機関製造業	

※　最低賃金には次の手当は算入されません。
精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金

最低賃金に関するお問い合わせは
厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室
☎　095-801-0033
または最寄りの労働基準監督署へ

最低賃金に関する特設サイト